

令和8年度 金融庁調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするのが不可欠である。

このため、金融庁においては、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進会議決定）を踏まえ、次のとおり、調達改善の取組を推進することとする。

1. 調達の現状分析

令和6年度における契約種別の状況については表1のとおりであり、契約件数は243件、契約金額は3,423百万円であった。令和5年度と比較すると、件数は2件増、金額は224百万円減となった。金額が減少した主な要因は、令和6年度においては、令和5年度にあった2ケ年に亘る金融庁行政情報化LANシステムの運用管理業務等に係る契約がなかったためである。また、競争性のない随意契約については、令和5年度と概ね同水準となっている。

次に、令和6年度における調達の応札状況については表2のとおりである。競争契約における一者応札の件数割合は43.6%であり、令和5年度と概ね同程度の水準となっている。

続いて、令和6年度における調達経費の内訳については表3のとおりであり、そのうち情報システムに関する契約件数が47.3%、契約金額が64.4%を占めている。また、令和6年度における競争契約の調達経費の内訳については表4のとおりであり、そのうち情報システムに関する契約件数が49.1%、契約金額が79.6%を占めている。加えて、令和6年度における一者応札に係る調達経費の内訳については表5のとおりであり、そのうち情報システムに関する契約件数が70.8%、契約金額が86.6%を占めている。なお、令和6年度における情報システムに関する契約金額2,206百万円のうち、競争契約の契約金額は1,668百万円であり、そのうち一者応札に係る契約金額が784百万円である。

当庁では、引き続き、一者応札が継続している案件のうち、価格交渉の余地を確保する方が合理的な場合には公募へ移行させ、一者応募となった場合には価格交渉による調達コスト削減に取り組む。

表 1 ※1※2 令和6年度金融庁における調達契約の種別

(単位：件、百万円)

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争 性 の あ る 契 約	競争契約	110	45.3%	2,096	61.2%
	最低価格落札方式	60	54.5%	455	21.7%
	うち一般競争契約	60	100%	455	100%
	うち指名競争契約	-	-	-	-
	総合評価落札方式	50	45.5%	1,641	78.3%
	うち一般競争契約	50	100%	1,641	100%
	うち指名競争契約	-	-	-	-
	企画競争による随意契約	13	5.3%	539	15.7%
	公募による随意契約	52	21.4%	262	7.7%
	不落・不調に よる随意契約	4	1.6%	28	0.8%
小計	179	73.7%	2,925	85.5%	
競争性のない随意契約		64	26.3%	498	14.5%
合計		243	100%	3,423	100%

※1 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 ※1※2 令和6年度金融庁における調達状況

(単位：件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	16	115	44	340	60	455
割合	26.7%	25.3%	73.3%	74.7%	100%	100%
うち一般競争契約	16	115	44	340	60	455
うち指名競争契約	-	-	-	-	-	-
競争契約 (総合評価落札方式)	32	790	18	852	50	1,641
割合	64.0%	48.1%	36.0%	51.9%	100%	100%
うち一般競争契約	32	790	18	852	50	1,641
うち指名競争契約	-	-	-	-	-	-
企画競争に よる随意契約	2	95	11	444	13	539
割合	15.4%	17.6%	84.6%	82.4%	100%	100%
公募による 随意契約※3	23	216	-	-	23	216
割合	100%	100%	-	-	100%	100%

※1 令和6年度の契約に関する統計及び内閣官房調査等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結する案件については除外している。

表3 ※1※2 令和6年度金融庁における調達経費の内訳

(単位：件、百万円)

		契約件数	割合	契約金額	割合
公共工事等		該当なし			
物品 役務 等	情報システム※3	115	47.3%	2,206	64.4%
	調査研究※3	12	4.9%	170	5.0%
	その他※4	116 (28)	47.7% (11.5%)	1,046 (45)	30.6% (1.3%)
	合計	243	100%	3,423	100%

(注) 金融庁において地方支部分局等はない。

※1 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 「情報システム」及び「調査研究」の計数は、当庁の契約データベースの分類データを用いている。

※4 ()は公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結する案件を内数にて記載している。

表4 ※1 ※2 ※3 令和6年度金融庁における競争契約における調達経費の内訳（単位：件、百万円）

		契約件数	割合	契約金額	割合
公共工事等		該当なし			
物品 役務 等	情報システム※3	54	49.1%	1,668	79.6%
	調査研究※3	7	6.4%	89	4.2%
	その他※4	49	44.5%	339	16.2%
	合計	110	100%	2,096	100%

（注）金融庁において地方支部分局等はない。

※1 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 表4の内訳区分は、表3の内訳区分と同じ。

表5 ※1 ※2 ※3 令和6年度金融庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

（単位：件、百万円）

		契約件数	割合	契約金額	割合
公共工事等		該当なし			
物品 役務 等	情報システム※3	34	70.8%	784	86.6%
	調査研究※3	1	2.1%	14	1.5%
	その他※4	13	27.1%	107	11.8%
	合計	48	100%	905	100%

（注）金融庁において地方支部分局等はない。

※1 令和6年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない）。

※2 金額及び比率は、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 表5の内訳区分は、表3の内訳区分と同じ。

2. 自己評価の実施方法

調達改善の自己評価については、調達改善計画の実施状況に基づき、年度終了後に実施し、自己評価結果及び年度途中における自主点検の結果を、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させるものとする。

3. 調達改善の推進体制

(1) 推進体制

「行政事業レビュー推進チーム」が調達改善を推進する。

(参考) 行政事業レビュー推進チーム

統括責任者	総括審議官
副統括責任者	総合政策局秘書課長
	〃 総合政策課長
EBPM 推進責任者	政策立案総括審議官
メンバー	各局総務課長等

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとする。また、調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を必要に応じて開催し、その結果を推進チームへ報告する。

(2) 外部有識者の活用

取組の推進に当たっては金融庁契約監視委員会の外部有識者等の意見を活用するものとする。

(3) 内部監査の活用

毎年度実施している内部会計監査における監査項目として、調達改善計画の進捗状況を設定し、調達改善計画の検証や評価を行う。

4. その他

調達改善計画に関する取組状況等については、金融庁のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達改善計画の改定を行うものとする。

5. 調達情報の開示

金融庁の調達情報については、金融庁のウェブサイトにて下記の情報を開示しているところである。今後、閲覧者の利便性の向上を図るなど調達情報に関する開示の充実に取り組んでいくこととする。

- ・競争入札・随意契約案件の契約状況
- ・競争入札案件情報、落札等情報
- ・企画競争情報、公募情報
- ・工事、物品・役務等の発注見通し（年2回）
- ・委託調査費、タクシー代の支出状況

以上

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		情報システム関連調達の更なる改善	情報システム関連調達については、仕様書の外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)による審査をはじめとして、一者応札の継続している案件のうち、価格交渉の余地を確保する方が合理的である案件の公募への移行、中長期的な調達予定案件の公表等を行っている。これらの取組に加え、引き続き、以下の取組を実施する。	令和7年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えるため。	-	-	-	-
			＜新規事業者の開拓＞ ・事業者情報を過去の調達実績や他省庁の事例など多方面から収集・蓄積し、庁内の情報システム担当者共有するとともに、既存の参入事業者以外の事業者に対しても広く声掛けし興味を示した事業者には、調達仕様書の内容に加え、業務内容を説明することで、参入意欲を高める。		A+	R4	＜新規事業者の開拓＞ ・情報システム関連調達の業務内容を説明することにより、新規事業者を開拓する。	R9年3月まで
			＜仕様書の改善＞ ・調達の透明性・公平性に配慮しつつ、汎用的な技術を用いた仕様とすることを含め、広く仕様に係る具体的な意見を聴取し、それを踏まえた仕様の改善を実施する。		A+	R4	＜仕様書の改善＞ ・具体的な意見を踏まえた仕様の改善を実施する。	R9年3月まで
			＜意見の集約＞ ・新規事業者を開拓するための取組を通じて得られた意見を会計担当部署が集約し、契約担当者へフィードバックを実施する。		A	R2	＜意見の集約＞ ・集約した意見を庁内で共有を行う。	R9年3月まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札の改善に向けては、引き続き、一者応札が継続している案件のうち、価格交渉の余地を確保する方が合理的である案件の公募への移行と、公募実施案件の価格交渉の実施を行ってきたところ、平成30年度以降の自己評価を踏まえ、更なる改善を目指し、以下の取組を実施する。	令和7年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えるため。	-	-	-	-
			＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・公募に切り替えたものの応募者が1者だけの状態が継続している案件について、公募実施前に3者に声掛けを行って見積書が1者しか取得できない場合には、競争性を高める観点から、追加で他の事業者へ声掛けを行うとともに、見積書の提出ができない事業者に対する理由の聴取を行う。		A	H31	・一者応募継続案件について、他の事業者へ声掛けを行い、見積書の提出ができない事業者から理由の聴取を行う。	R9年3月まで
			＜価格交渉の知見共有＞ ・公募の結果、一者応募だった場合には、「見積書チェックシート・価格交渉シート」を用いて見積金額の妥当性を検証し、その過程で得られた調達価格低減のための知見(ベストプラクティス)を集約し、その内容を共有する。		A	R3	・「見積書チェックシート・価格交渉シート」へのチェック等を通じて得られた知見を集約し、ポータルサイト上で関係職員に共有する。	R9年3月まで
			・契約監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において請じた措置について報告を行う。		A	H31	・年2回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容の報告を行う。	R9年3月まで
			・一者応札となった個別案件及びその要因について公表を行う。		A	H31	・一者応札案件の要因に関する分析の公表を行う。	R9年3月まで
			・庁内における一者応札の改善に向けた取組を共有する。		A	R2	・個別案件に係る一者応札改善に向けた取組や外部有識者等からの意見を共有する。	R9年3月まで
○		調達事務のデジタル化の推進	・調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化(電子入札、電子契約)の取組を金融庁のウェブサイト等を活用し推進する。	令和7年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えるため。	A	R4	・一般競争入札及び随意契約により調達を行う際、GEPS(電子調達システム)等を用いた手続きを実施するとともに、調達事務のデジタル化を図る。	R9年3月まで
			・入札説明会のオンライン化や電子メールによる見積書・請書等の取扱いにかかる取組を推進する。		A	R8	・入札説明会のオンライン化や電子メールによる見積書や請書等の取扱いを推進し、調達事務のデジタル化を図る。	R9年3月まで

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡協議会専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)」(令和7年10月30日デジタル庁)。
 電子入札率=電子入札実施案件数÷開札案件数
 電子入札実施案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
 開札案件数:調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(入札案件)=(電子契約案件数(入札案件)+請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
 電子契約案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
 請書省略案件数(入札案件):契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(全案件)=(電子契約案件数+請書省略案件数+少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数+少額物品調達案件数)
 請書省略案件数:契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
 少額物品調達案件数:少額物品調達業務において契約締結となった案件数。
 調達実施申請件数:調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)
 ※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPS(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。
 ※年度をまたいで入札し、契約が行われる案件がある際などに、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例:3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度
 A+:効果的な取組
 A:発展的な取組
 B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>【少額随意契約関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書の取得について、競争性を高めるため、3者以上から取得する取組を実施する。 	継続
<p>【調達情報の発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布する。 ・入札情報等の調達情報をソーシャルメディア等にて配信する。 	継続
<p>【共同調達関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度においても、前年度と同様に共同調達を実施する。 ・汎用的な物品・役務の発注について、発注単位の集約を検討する等、更なる共同調達の実施に向けた方策を検討する。 	継続
<p>【クレジットカードを利用した決済】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーポレートカード方式での海外出張経費の精算やETCカードでの高速料金の支払いに際して、クレジットカード決済を実施する。 	継続
<p>【情報システム関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの仕様書について、目的・用途が仕様の内容に見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)による審査を実施する。 ・情報システムの運用状況を踏まえたコスト削減など、必要に応じて改善を実施し、次回調達にも反映する(外部有識者(デジタル統括アドバイザー等)も必要に応じて審査)。 ・情報システム調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施する。 	継続